

議案第 1 2 号

宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例を制定するにつ
いて

宇治市道路占用料条例の一部を、次のとおり改正するものとする
。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日 提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例

宇治市道路占用料条例（昭和49年宇治市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用の区分		区別	単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	電柱及びその支柱 類	年額	1本	3,500円
	共架電力線		1本	2,800円
	街灯添架電柱		1本	2,400円
	電話柱及びその支 柱類		1本	2,000円
	共架電話線		1本	1,500円
	街灯添架電話柱		1本	1,400円
	その他の柱類		1本	320円
	共架電線その他上 空に設ける線類		1メー トル	20円
	地下電線その他地 下に設ける線類		1メー トル	18円
	路上に設ける変圧 器		1個	2,000円
	地下に設ける変圧 器		1平方 メー トル	1,200円
	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所		1個	3,300円
郵便差出箱及び信 書便差出箱	1個	1,700円		

	無線基地局			1 個	1, 700 円
	広告塔			1 平方メートル	6, 000 円
	その他のもの			1 平方メートル	2, 600 円
法第 32 条 第 1 項第 2 号に掲げる 物件	地下 電 線、 水道 管、 ガス 管そ の他 これ らに 類す るも の	外径又は幅 が 0. 07 メートル未 満のもの	年額	1 メー トル	140 円
		外径又は幅 が 0. 07 メートル以 上 0. 1 メ ートル未満 のもの		1 メー トル	200 円
	外径又は幅 が 0. 1 メ ートル以上 0. 15 メ ートル未満 のもの	1 メー トル		220 円	
	外径又は幅 が 0. 15 メートル以 上 0. 2 メ ートル未満 のもの	1 メー トル		290 円	
	外径又は幅	1 メー		450 円	

			トル	
		が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		
		外径又は幅が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	1メートル	590円
		外径又は幅が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	1メートル	980円
		外径又は幅が0.7メートル以上 1メートル未満のもの	1メートル	1,400円
		外径又は幅が1メートル以上のもの	1メートル	2,400円
法第32条 第1項第3号に掲げる 施設	鉄道、軌道その他 これらに類する施設	年額	1平方メートル	2,600円

法第32条 第1項第4 号に掲げる 施設	歩廊、雪よけその 他これらに類する 施設	年額	1平方 メート ル	2,000円
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街、地下室並 びに上空及び地下 に設ける施設	年額	1平方 メート ル	3,000円
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	露店、商品置場そ の他これらに類す る施設	月額	1平方 メート ル	580円
道路法施行 令（昭和2 7年政令第 479号。 以下「令」 という。） 第7条第1 号に掲げる 物件	看板	年額	1平方 メート ル	6,000円
	標識	年額	1本	1,700円
	旗ざお	月額	1本	580円
	幕	月額	1平方 メート ル	580円
	アーチ類	年額	1基	6,000円
令第7条第2号に掲げる太陽光 発電設備及び風力発電設備、同 条第4号に掲げる工事用施設並 びに同条第5号に掲げる工事用 材料		月額	1平方 メート ル	580円
令第7条第6号に掲げる仮設建 築物及び同条第7号に掲げる施 設		月額	1平方 メート ル	280円
令第7条第9号に掲げる施設		年額	1平方	3,300円

		メー ト ル	
--	--	--------------	--

備考

- 1 占用の面積（広告塔及び看板にあつては、表示の面積。以下同じ。）若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は占用の面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらを1平方メートル又は1メートルとみなす。
- 2 年額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りによる。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月とみなす。
- 3 月額を占用料を算定する場合において、占用の期間が1月未満であるとき、又は占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占用料について適用し、同日前の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路の占用料に関する規定について、所要の改正を行うものであります。